

答 申 書

(答申第 3 5 号)

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

福井市情報公開審査会

第1 審査会の結論

本件審査請求は、却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

実施機関が、令和7年7月18日付け出第11号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定処分について、これを取り消し、本件公文書の全部開示をするとの裁決を求める。

2 審査請求の理由の要旨

審査請求人が、審査請求書及び福井市情報公開審査会(以下「審査会」という。)で行った口頭による意見の陳述において主張する審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 実施機関は、「会計管理者が作成(市長に提出)した令和6年度福井市一般会計歳入歳出決算 実質収支に関する調書(以下「本件文書」という。)」を不開示とした理由について、福井市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第4号に規定する不開示情報(意思形成過程情報)に該当し、開示することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるためとしている。

しかし、そもそも意思形成過程情報ではない。本件文書については、会計管理者が市長に対して令和7年7月1日に報告しており、同日に市長が監査委員の審査に付している。開示請求した7月7日の時点で本件文書は既に確定しており、条例第7条第4号の「市の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」には該当しない。決算の事務手続きにおいては、会計管理者による決算の調製、監査委員による審査及び議会での認定はそれぞれが独立した組織であるため、会計管理者が決算を調製した段階で、会計管理者(市長)の意思決定は終了したことになる。

また、万一、意思形成過程情報であるとしても、「開示することにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」ことの明確な根拠が示されていない。実施機関は、具体的にどのようなおそれがあるかを明示する必要があり、漫然としたおそれがあるだけで不開示とするのは条例の趣旨から逸脱している。

(2) ほかの自治体の対応について、福井県知事、坂井市長、鯖江市長及び神奈川県逗子市長に対して同様の公文書開示請求を行った結果、いずれも全部開示と

なっている。福井市の条例とほかの自治体の条例とでは、細部に文言の相違はあると思うが、基本は同様のはずであり、福井市の実施機関が対象文書を不開示としたことは不適切である。

- (3) 福井市では、毎年度 9 月下旬（議員に決算書・審査意見書が提出される時期、今年度は 9 月議会最終日である 9 月 25 日）に、一般会計・特別会計決算表その他をホームページ上で公開しており、その中に本件文書の情報を明記している。このことは、実施機関が主張する「会計管理者が決算を調製し、監査委員が審査意見書を付して市長に提出し、議会がこれを認定するまでは意思形成過程情報であるから開示できない」との理由と矛盾する。9 月下旬の時点では議会に対して決算書が提出されるだけであり、実際は 12 月に決算を議会の認定に付すことになるため、実施機関が主張する不開示理由によれば、12 月の議会認定までは決算書を開示できないはずである。

第 3 実施機関の説明の要旨

1 事実関係の経過について

- (1) 令和 7 年 7 月 7 日、審査請求人は、福井市長に対し、本件文書の公文書開示請求を行った。
- (2) 令和 7 年 7 月 18 日、福井市長は、本件文書が条例第 7 条第 4 号に規定する不開示情報（意思形成過程情報）であるとして、公文書不開示決定処分を行った。
- (3) 令和 7 年 7 月 23 日、審査請求人は、福井市長に対し、公文書不開示決定処分を不服として審査請求を行った。
- (4) 令和 7 年 9 月 25 日、福井市長は、公文書不開示決定処分を取り消し、公文書全部開示決定処分を行った。

2 不開示決定の理由について

実施機関が、弁明書及び審査会での意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 決算書について、市長は、地方自治法（以下「法」という。）第 233 条第 2 項に基づき、同条第 1 項により会計管理者が調製する「決算」及び「証書類その他政令で定める書類」（「歳入歳出決算事項別明細書」、「実質収支に関する調書」、「財産に関する調書」）を、監査委員の審査に付さなければならないとされ、審査後は、同条第 3 項に基づき、監査委員の意見を付けて、決算を議会の認定に付さなければならないとされている。このように、決算の調製から議会の認

定までが決算の一連の手続きである。

また、認定後は同条第6項に基づき、議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならないとされており、法は認定前の未確定な情報を公表することを想定していない。

- (2) 意思形成過程情報について、行政内部における審議、検討、調査、研究、企画、意見調整、打合せ、相談等に直接使用する目的で作成又は取得した情報は、意思形成過程情報として、条例第7条第4号に規定する審議、検討又は協議に関する情報に該当する。また、一部の意思決定が完了していても、なお事務事業全体として最終的な意思決定がなされていない場合の情報も該当する。

事務事業全体として最終的な意思決定がなされていない段階で、行政内部の検討案等、未成熟な情報にあたる文書は意思形成過程情報に該当し、これらを開示することにより、市民に無用の混乱や誤解を与えるおそれがある場合には、条例に規定する不開示情報にあたるものと判断される。

- (3) 処分理由の妥当性について、本件文書は先に述べたとおり決算と一体的に監査委員の審査に付され、審査後に決算と併せて議会に提出されるものであり、本件公文書不開示決定処分時点において、本件文書は監査委員の審査中及び議会の認定前の段階であることから、決算に係る事務事業は完了していない。このことから、審査請求人は請求段階の本件文書を含む決算書は意思形成過程情報ではないと主張するが、決算の事務事業全体が未完了である以上、最終的な意思決定は完了していない。さらに、法においては、認定に付した決算を住民に公表することを義務付けており、法の趣旨は正確な決算内容の提供が真に住民の利益に資するものであると解する。

また、監査委員の決算審査過程においては、その決算資料等に修正が入る可能性があることから、未成熟な情報のみが先行して公表されることにより、審査等の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、本件文書は条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当すると判断した。

第4 審査会の判断

1 判断の理由について

本件審査請求の趣旨は、福井市長が令和7年7月18日付けで審査請求人に対して行った公文書の不開示決定処分を取り消し、公文書の全部開示を求めるものである。

しかし、本件文書は、福井市長が令和7年9月25日付けで当初の不開示決定

処分を取り消し、全部開示決定処分を行っている。

よって、本件審査請求は、既にその利益が失われているため不適法である。

2 結論

上記のとおり、本件審査請求は不適法であるから第1のとおり判断する。

3 付言

公文書の開示については、条例の趣旨に則って適切に判断すべきであり、意思形成過程情報であっても混乱のおそれがない場合には、公開すべき情報を開示していくことが必要である。

令和7年10月27日

福井市情報公開審査会

会長 紅 谷 崇 文

【審 査 会 の 経 過】

年月日	審査の経過
令和7年 8月 7日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
令和7年 8月22日	第1回目審査会 （事案の概要確認、審議）
令和7年 9月29日	第2回目審査会 （審査請求人意見陳述、実施機関意見聴取、審議）
令和7年10月27日	答申

【福井市情報公開審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
紅 谷 崇 文	弁護士	会長
清 水 泰 幸	福井大学准教授	会長職務代理者
岩 本 好 文	行政経験者	
島 川 由美子	福井男女共同参画ネットワーク理事	
吉 田 有 雅	行政書士	